

第 31 回 赤平市農業委員会総会議録

- 1 令和2年1月30日（木）第31回赤平市農業委員会を3階議会委員会室において開催した。
- 2 会議の応招委員は下記のとおり。

中村 英昭	中西 幸一
橋本 勉	吉本 政史
養田 武士	鈴木 要助
田村 元一	高橋 ノリ子
伊藤 修	池松 洋一
吉野 猛光	

- 3 本委員会に参与として出席される者は下記のとおり。

事務局長 若狭 正	係 長	相原 良治
主 事 横山 千鶴子		

- 4 本委員会の書記は下記のとおり。
- 5 本会議の案件は下記のとおり。

報告第59号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第60号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第61号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第160号 農地使用貸借の合意解約申出の受理について

議案第161号 農地使用貸借の合意解約申出の受理について

議案第162号 農地使用貸借の合意解約申出の受理について

議案第163号 農地使用貸借の合意解約申出の受理について

議案第164号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第165号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第166号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第167号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第168号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第169号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第170号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第171号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第172号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第173号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第174号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第175号 農用地移動適正化あっせん事業に係る申出について

議案第176号 農用地移動適正化あっせん事業に係る申出について

議案第177号 農地使用貸借の合意解約申出の受理について

議案第178号 農用地移動適正化あっせん事業に係る申出について

6 本日の欠席委員は右記のとおり。 なし

7 議事内容

開会宣言 午後4時00分 閉会宣言 午後5時20分

第 31 回 赤平市農業委員会議事録

事務局 定刻となりましたので、ただ今より 第31回 赤平市農業委員会総会を開会いたします。
はじめに会長より挨拶をお願い致します。

会長挨拶

事務局 本日の欠席者はおりません。

出席委員は11人で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、以降の議事の進行は、中村会長にお願いいたします。

議 長 総会の前に、1月20日、女性農業委員研修会・21日農業委員活動研修会に高橋委員が出席して下さいました。
ご苦労様でした。 報告をお願いします。

高橋委員 20日の女性農業委員研修会ですが、「農村社会における女性の活躍」と題して基調講演がありました。

現在、慶應義塾大学大学院 特任教授・北海道大学大学院の客員教授であり、以前札幌テレビ放送のアナウンサーをやっていた林 美香子さんのお話でした。2児のお母さんでもあります。

50歳になってから勉強をし、農村と都市の共生による地域づくりなどを研究されています。

女性はおしゃべりが得意なので、コミュニケーション能力が高いこと、消費者の気持ちが理解できたり、
多様性があることが強みだそうです。 次は女性農業委員の活動事例報告でした。

新冠町の佐々木 碧さん 現在32歳、酪農学園卒業後、実家にて就農したそうです。

経営は旦那さんを始め、家族・友人・パートさんなどで、

作付はピーマン7棟・アスパラ3棟 他、露地野菜など50種を栽培していて、ベトナムからの研修生を受け入れているそうです。

農業委員になったのは26歳の時、(全国最年少)就農5年目で町議長から推薦をされたそうです。

毎日作業着ばかりで、たまにスーツが着られる仕事もいいなと軽い気持ちでなったのですが、何も解らず、
年上の男性ばかりで居場所がなく、毎回後悔したそうです。

しかし、やるしかないと思い、勉強をし研修会や農業青年のクラブに入ったりと活動を続けました。

経験不足の中でも応援してくれる地域の人や、農業の楽しさや仲間とのつながりなどを伝えたくて
小学校での出前授業や、デーサービス入所者の収穫体験などを行っているそうです。

※話を聞いている内に、どこかで聞いた名前で～佐々木 碧さんは遠縁にあたる人でした。

21日の農業委員活動研修会は

基調講演は、弘前大学 国際園芸農学科 助教授 佐々木 卓氏で

「これから農地利用について～自分たちの地域に寄り添いながら」と題したお話をしました。

担い手が減少している中で、新規就農者、若手農業者には積極的に優良農地を回したり

地域の実態をしっかりと把握をした上で、農地の利用調整を進める必要があるとのお話をしました。

事例報告では、「道の駅ピア21しほろを通じて～」夢想農園 代表取締役 堀田 悠希さん
のお話、結婚するまでは約30町の農地で、作られた長芋や甜菜などを農協に全部出荷していたそうです。

堀田さんは消費者が求めているものや、生産物の付加価値が多様化している中で JAの出荷だけでは
対応しきれていないと感じていました。その中～

道の駅の建設にあたり民間の委託先を募集していたことから始まりました。

紆余曲折をたどりながら～現在は士幌町の人口6,200人ですが「道の駅ピア21しほろ」は1日8,000人の
来場者を迎えています。農業新聞に連載でこの方の記事が載っていたとのことです。

行った方もあるかと思います。長くなりましたが報告でした。

議 長 以上報告でした。

ただいまより、議事に入ります。日程第1の議事録署名委員2名を選出したいのですが、こちらから指名
をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

全 員 よろしいです。

議 長 それでは、こちらから指名いたします。

議事録署名委員を 11番池松委員・2番橋本委員両氏にお願いしたいが異議ありませんか。

全 員 異議なし

議長 ただいまより審議にはいります。日程第2の報告第59号と日程第3の報告第60号・日程第4の報告第61号を続けてお願ひします。

事務局 報告第59号、農地法第3条の3第1項の規定による届出がありましたので報告します。

権利を取得した者の住所は 番地 氏・権利を取得した日は令和 年
月 日であります。

権利に係る土地の表示は所在が 市 町 番 の他 筆で、地目、田が 筆で面積が m²、
地目、畑が 筆で面積が m²であります。

前の所有者は住所が 市 町 番地 氏で令和 年 月 日に亡くなっています。
氏は 氏の息子さんです。図面は次ページとなります。

報告第60号、同じく農地法第3条の3第1項の規定による届出がありましたので報告します。

権利を取得した者の住所は 市 番地 氏・権利を取得した日は平成 年 月 日
であります。

権利に係る土地の表示は所在が 市 町 番 の他 筆で、地目、畑が 筆で面積が m²
地目、田が 筆で面積が m²であります。

前の所有者は住所が 市 番地 氏で平成 年 月 日に亡くなっています。
氏は 氏の息子さんです。図面は次ページとなります。

報告第61号、同じく農地法第3条の3第1項の規定による届出がありましたので報告します。

権利を取得した者の住所は 市 町 番地 氏・権利を取得した日は平成 年 月 日
であります。

権利に係る土地の表示は所在が 市 町 番 の他 筆で地目、田が 筆で面積が m²
地目、畑が 筆で面積 m²であります。公簿が宅地・現況が田が 筆で面積が m²であります。

前の所有者は住所が 市 町 番地 氏で平成 年 月 日に亡くなっています。
氏は 氏の息子さんです。図面は次ページとなります。

平成 年 月 日に 氏から 氏に経営移譲されました。 氏が亡くなった後の
名義変更が滞っていたため、今回の報告となりました。

地区的農業委員のかたもどなたか亡くなった時は相続のことも話して下さい。

議長 3件の報告がありました。報告第59号 氏の件について何かありませんか。

全員 ありません。

議長 報告第60号 氏の件について何かありませんか。

伊藤委員 さんの農地は現在どのようになっていますか。

事務局 さんの息子さんが耕作をしています。

平成 年に、 氏から 氏に3条で貸借の契約をしています。

伊藤委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

全員 ありません。

議長 報告第61号 氏の件について何かありませんか。

全員 ありません。

議長 報告第59号・第60号・第61号は報告済と致します。日程第5の議案第160号をお願いします。

事務局 議案第160号、農地使用貸借の合意解約申出の受理について、次のとおり農地の使用貸借した農地につき
農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知がありましたので審議の上意見を求めます。

土地の所在は、 市 町 番 の 筆で地目が田で面積が m²であります。

貸主は住所が「 市 町 番地 氏」借主は住所が「 市 町 番地

氏」賃貸借の合意解約日は令和 年 月 日であります。土地の引渡し日も同じです。

解約の理由は より返還を受けてあっせん希望するためです。

図面につきましては議案第175号をご参照下さい。

議長 このことについて何かありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第160号は原案どおり決定しました。日程第6議案第161号・日程第7議案第162号・日程第8議案第163号は、
氏が農業経営から退くための解約ですので続けてお願いします。

事務局 議案第161号、農地使用貸借の合意解約申出の受理について、次のとおり農地の使用貸借した農地につき

農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知がありましたので審議の上意見を求めます。

土地の所在は、市町番の他 筆で公簿・現況とも田が 筆で面積が m²であります。

公募・現況とも畑が 筆で面積が m²であります。

貸主は住所が「市町番地 氏」借主は住所が「市町番地 氏」

賃貸借の合意解約日は令和 年 月 日であります。土地の引渡し日も同じです。

です。図面につきましては議案第165号をご参照下さい。

議案第162号、農地使用貸借の合意解約申出の受理について、次のとおり農地の使用貸借した農地につき
農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知がありましたので審議の上意見を求めます。

土地の所在は、市町番の筆で公簿・現況とも田で面積が m²であります。

貸主は住所が「市町番地 氏」借主は住所が「市町番地 氏」

賃貸借の合意解約日は令和 年 月 日であります。土地の引渡し日も同じです。

です。図面につきましては議案第166号をご参照下さい。

議案第163号、農地使用貸借の合意解約申出の受理について、次のとおり農地の使用貸借した農地につき
農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知がありましたので審議の上意見を求めます。

土地の所在は、市町番の他 筆で公簿・現況とも田が 筆で面積が m²であります。

公募・現況とも畑が 筆で面積が m²であります。

貸主は住所が「市町番地 氏」・「市町番地 氏」

借主は住所が「市町番地 氏」

賃貸借の合意解約日は令和 年 月 日であります。土地の引渡し日も同じです。

図面につきましては議案第167号をご参照下さい。

議長 このことについて何かありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第161号・議案第162号・議案第163号は原案どおり決定しました。

日程第9議案第164号をお願いします。

事務局 議案第164号、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、審議の上、意見を求めます。

記として、土地の所在が 市町番の他 筆です。

公募・現況とも田が 筆で面積が m²・公募・現況とも畑が 筆で面積が m²・

公募が原野・現況が田が 筆で面積が m²で合計面積は、 m²であります。

貸主は、住所が「市町番地 氏」借主は住所が「市町番地 氏」
であります。

利用権の種類は貸借として、始期が令和 年 月 日より 年間であります。

農地の図面につきましては次ページのとおりです。

氏は現在 歳・ 氏は 歳です。

農業者年金の関係ですが、 氏、妻の 氏は老齢年金に加入をしており、 氏とは家族協定を
締結し、 氏は政策支援の区分3に加入して国庫補助を受けております。議決された後、要件を満たした
後は、経営主となるため年金基金に報告をし政策支援の区分1となって引き続き国庫補助を受けます。

議長 このことについて何かありませんか。

中西委員 登記上も問題ありませんね。

事務局 報告第61号で 氏から 氏に所有権が移転済も確認しておりますので問題はありません。

中西委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

吉本委員 氏と昨年亡くなられた 氏と賃貸借を結んでいたと思いますがそこはどうなりますか。

事務局 氏・ 氏との賃貸借期間は昨年の 月末で満了を向かえました。

氏の相続が決まっていないので農地はそのままです。

吉本委員 相続が決まらないと農地も動かすことは出来ませんが、1年耕作しないと荒れていきますね。

事務局 直接この議案とは関係ありませんが、相続が決まるまでは農地の管理等を指導する必要があると思います。
吉本委員わかりました。

議長 他にありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第164号は原案どおり決定しました。

この決定に伴いまして、新たに 氏と賃貸借の契約となる案件です。

日程第10議案第165号から日程第13議案第168号まで続けてお願いします。

事務局 議案第165号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は 市 町 番 の他 筆で公簿、現況とも田が 筆で面積は m²です。

公募・現況とも畑が 筆で面積が m²であります。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田と畑であります。始期は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
力年で、賃貸借料は反あたり田が 円・畑が 円であります。

この案件は新規です。図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

議案第166号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は 市 町 番 の 筆で公簿、現況とも田で面積は m²です。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田であります。始期は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
力年で、賃貸借料は反あたり 円であります。

この案件は新規です。図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

議案第167号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番地 氏」・「 市 番地

氏」利用権の設定に係る土地の所在は、 市 町 番 の他 筆で公簿・現況とも田が 筆で面積が
m²であります。公募・現況とも畑が 筆で面積が m²であります。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田と畑であります。始期は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
力年で、賃貸借料は反あたり 円であります。

この案件は新規です。図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

議案第168号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は 市 町 番 の他 筆で公簿、現況とも田が 筆で面積は m²で
す。公募・現況とも畑が 筆で面積が m²、公簿が宅地・現況が田が 筆で面積が m²、

公募が畑・現況が田が 筆で面積が m²で田の合計面積が m²であります。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田と畑であります。始期は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
力年で、賃貸借料は反あたり 円であります。

この案件は新規です。図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

今回、 氏との賃貸借の解約がないのは昨年の 月末で 氏との契約が終わりましたので
氏と新規の契約になります。

議長 ここまで何かありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第165号・議案第166号・議案第167号・議案第168号は原案どおり決定されました。

日程第14の議案第169号・日程第15の議案第170号は農地利用集積円滑化事業の関連なので続けてお願ひします。

事務局 議案第169号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番 号 」

利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は 市 町 番 の 筆で公簿、現況とも田で面積は m²です。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田であります。始期は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの力年で、賃貸借料は反あたり 円であります。

この案件は更新です。図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

議案第170号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番 号 」

利用権の設定に係る土地の所在は 市 町 番 の 筆で公簿、現況とも田で面積は m²です。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田であります。始期は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの力年で、賃貸借料は反あたり 円であります。

この案件は更新です。図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

議案169号・170号は10年間の期間となります、期間が足りないことによる延長契約であります。

議長 このことについて何かありませんか。

高橋委員 氏の年齢はわかりますか。 氏の農地は他にもありますか。

事務局 は 歳です。農地はこの他に家の廻りに畑が約5反あります。

この件でお話を伺ったところ、家の廻りは自家野菜を作つて管理しているようです。

道道江部乙、赤平線の上側にも農地があるとのことでした。

台帳の記載がないので、滝川農業委員会事務局にも確認をしたのですが、台帳に記載がないとのことでした。

東滝川と赤平市の境界線辺りは農地台帳の記載がないことがあります。

氏からも確認をして欲しい旨の話がありまして、現在確認をしているところです。

高橋委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第169号・議案第170号は原案どおり決定されました。

日程第16議案第171号をお願いします。

事務局 議案第171号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番地の 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は 市 町 番 の内他 筆で公簿・現況とも田が 筆で面積が m²、
公募・現況とも畑が 筆で面積が m²であります。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田と畑であります。始期は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの力年で、賃貸借料は反あたり 側は 円・ 側は 円であります。 地番 番 の内は新規の契約になり、後の 番は更新です。 氏より新規も時期と一緒にしたいとのことでした。

図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

議長 このことについて何かありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第171号は原案どおり決定されました。日程第17議案第172号をお願いします。

事務局 議案第172号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定をする者の住所が「市町番地 氏」
利用権の設定に係る土地の所在は 市町番 の他 筆で公簿・現況とも田が 筆で面積が m²、
公募が原野・現況が田が 筆で面積が m²であります。田の合計面積は m²です。
利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田であります。始期は令和 年月日から令和 年月 日までの力
年で、賃貸借料は反あたり 円であります。

この案件は新規です。図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

議長 このことについて何かありませんか。

橋本委員 氏は畑もありましたがそこはどうなりますか。

事務局 氏の畑の面積は m²です。畑は 氏が作るということです。

橋本委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

池松委員 ここの水に関しては沢水を利用していますか。

中西委員 ここは土地改良区から外れていますので、沢水を使っています。

汲み上げポンプも設置しています、何がしか水利費は掛かっていると思います。

事務局 土木で確認したところ、 さん含め 件が「 」の地区で水利権を取っているとのことでした。
池松委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第172号は原案どおり決定されました。日程第18議案第173号をお願いします。

事務局 議案第173号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用
集積計画について議決を求めます。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「市町番地 」

利用権の設定をする者の住所が「市町番地 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は 市町番 の他8筆で公簿・現況とも田が 筆で面積が m²、
公募・現況とも畑が 筆で面積が m²であります。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田と畑であります。始期は令和 年月日から令和 年月 日までの
力年で、賃貸借料は年間 円であります。《 a 反あたり約 円》

この案件は更新です。図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

議長 このことについて何かありませんか。

吉野委員 さんの年齢と現在の状況はわかりますか。

事務局 ご家族の話では介護施設に入所されているそうです。現在 歳です。

吉野委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第173号は原案どおり決定されました。日程第19議案第174号をお願いします。

事務局 議案第174号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用
集積計画について議決を求めます。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「市町番地 」

利用権の設定をする者の住所が「市町番地 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は 市町番 の他 筆で公簿・現況とも田で面積が m²です。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田であります。始期は令和 年月日から令和 年月 日までの
力年で、賃貸借料は年間 円であります。《 a 反あたり約 円》

この案件は更新です。図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

議長 このことについて何かありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第174号は原案どおり決定されました。日程第20議案第175号をお願いします。

事務局 議案第175号 農用地移動適正化あっせん事業に係る申し出についてです。

次のとおり農用地移動適正化あっせん事業による土地譲渡に関して申出がありましたので、譲受希望者の
あっせんをお願いいたします。

所有者の住所が「市町番地 氏」

土地の所在は 市 町 番の他 筆で、公簿・現況とも畑が 筆で面積が m²であります。
公募・現況とも田が 筆で面積が m²、公簿が原野・現況が田が 筆面積が m²であります。
図面は次ページのとおりです。

議長 皆さんで何度か農地パトロールをしたところです。何かありませんか。
全員 ありません。

議長 議案第175号は原案どおり決定されました。日程第21議案第176号をお願いします。

事務局 議案第176号 農用地移動適正化あっせん事業に係る申し出についてです。

次のとおり農用地移動適正化あっせん事業による土地譲渡に関して申出がありましたので、譲受希望者のあっせんをお願いいたします。

所有者の住所が「 市 氏」

土地の所在は 市 番の 筆で、公簿・現況とも畑で面積が m²であります。

図面は次ページのとおりです。

この農地は 氏の農地に隣接しています。 氏が売りたい意向を示した中で、 氏に連絡を取りこの度のあっせんの申出となりました。

議長 このことについて何かありませんか。

田村委員 さんの農地は他にありますか。所有者の方の年齢はいくつくらいでしょうか。

事務局 氏の農地はこの 筆です。年齢は 歳くらいです。

田村委員 わかりました。

議長 他にありませんか

全員 ありません。

議長 議案第176号は原案どおり決定されました。日程第22議案第177号をお願いします。

事務局 議案第177号、農地使用貸借の合意解約申出の受理について、次のとおり農地の使用貸借した農地につき農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知がありましたので審議の上意見を求めます。

土地の所在は、 市 町 番 の他 筆で地目が田で面積が m²であります。

貸主は住所が「 市 町 番地 氏」借主は住所が「 市 町 番地
」貸借の合意解約日は令和 年 月 日であります。土地の引渡し日も同じです。

解約の理由は より返還を受けてあっせん希望するためです。

図面につきましては次ページのとおりです。

この案件は急ぎよ提出されましたので総会議案の後ろとなりました。

議長 このことについて何かありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第177号は原案どおり決定されました。日程第23議案第178号をお願いします。

事務局 議案第178号 農用地移動適正化あっせん事業に係る申し出についてです。

次のとおり農用地移動適正化あっせん事業による土地譲渡に関して申出がありましたので、譲受希望者のあっせんをお願いいたします。

所有者の住所が「 市 町 番地 氏」

土地の所在は 市 町 番 の他 筆で、公簿・現況とも田が 筆で面積が m²、公簿が畑、現況が田が 筆で面積が m²であります。図面は次ページのとおりです。

この3件のあっせんについてですが、明日 日から 月 日の午後5時を締切とし公募をかけます。

議長 このことについて何かありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第178号は原案どおり決定されました。議案は全て終わりました。その他を事務局からお願いします。

事務局 あっせん委員会ですが、平岸、住吉地区です。あっせん委員会の開催日と時間を決めて頂きたいと思います。

議長 月 日から 日の間で開催できたらと思います。

あっせん委員長いかがですか。

中西委員皆さんのご都合はいかがですか。 日で行う方が良いので時間も決めた方がいいかと思います。

提案ですが、月 日（ ）開始時間は午後 時からであっせん委員の集合時間を 時 とし、件を時間とみてはどうでしょうか。

地区委員 提案でよろしいです。

議長 その日程で事務局は調整して下さい。

事務局 わかりました。

議 長 その他を事務局よりお願いします。

お配りした「農業委員会の法令遵守の申合わせ決議」についてです。

読み上げますので決議をお願い致します。

※「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」内容読み上げ。

議 長 このことにつきまして、赤平市農業委員会として決議してよろしいですか。

全 員 よろしいです。

議 長 農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせを決議致しました。

他を事務局よりお願いします。

事務局 令和2年度農業委員会総会日について提案です。来月決定致しますので宜しくお願ひ致します。

活動記録を2月・3月分を配布します。宜しくお願ひ致します。

議 長 全体をとおして何かありませんか。

全 員 ありません。

事務局 第31回農業委員会総会を終了致します。

以上、てん末を記し相違なき事を証するためここに署名する。

1 中村 英昭

11 池松 洋一

2 橋本 勉